浜松市人権を尊重し多様性を認め合う差別の

出世大名 家康

ない社会づくり推進条例

を制定しました

(令和7年4月1日施行)



どうしてこの条例をつくったの?

現在も、女性、こども、高齢者、障がいのある人、同和問題の当事者、がいてくじん、性的マイノリティ、感染症患者などに対する様々な差別が存在しています。人権問題が複雑化・多様化している現代社会において、全ての人がじぶんらしく生き暮らしていくためには、人権施策を推進するとともに、様々なはようへきをなくすことが必要です。浜松市が、差別のない社会の実現を目指すを含えていく姿勢を示すため、この条例をつくりました。

ままんりねん (だい じょう **基本理念 (第3条)**

たようせい じんしゅ こくせき みんぞく しゅっしん ねんれい せいべつ せいてきしこう せいじにん しゅうきょう 多様性・・・人種、国籍、民族、出身、年齢、性別、性的指向、性自認、 宗教 がくれき ようし しょう しっぺいとうひと も とくちょう とくせい ちが 学歴、容姿、障がい、疾病等人の持つ特徴や特性に違いがあること

この条例の特徴 (第6条・第7条)

こくせき、みんぞくとう ちが およ こうまだ せいてき しこうまた せいじ にん りゅう 国籍、民族等の違い及びその文化的違い、性的指向又は性自認を理由とする きべってき と あっか 扱いを禁止していることです。

市民の取り組むことは?(第5条)

- ・一人一人の人権を尊重します。
- ・多様性に関する理解を深めます。
- ・職場、学校、地域、家庭などにおいて、差別の解消に努めます。
- ・市の実施する人権施策に協力します。

SNS の利用等について (第9条第1項)

でようによう じょうほう でょうしゅう でょうじょうほう でんぴと 何人も、インターネット上の情報その他の公衆に表示する情報について、誹謗中傷し、又は差別を助長することのないよう留意しなければなりません。

インターネット上の書き込み、配付文書や掲示物など人の目に触れる しょうほう しゅうちゅうしょう きべっ じょちょう 情報については、誹謗中傷や差別を助長することのないようにしなければなりません。

カミングアウト・アウティングについて (第9条第2項)

何人も、他者の多様性に関わる事項について、正当な理由なく、 ひょうかい きょうせい 表明を強制し、もしくは禁止し、又はその意に反して第三者に知らせてはなりません。

「カミングアウト」とは、自身の多様性に関する情報を周囲に打ち明けることです。カミングアウトするかしないかは個人のプライバシーに関わることであり、本人が自分の意思で決定するものです。他者から強制されたり、制限や禁止されたりするものではありません。

「アウティング」とは、本人の了承を得ずに、その情報を第三者に伝えることです。アウティングは、プライバシーの侵害であり、人の生命にかかわる、重大な人権侵害行為です。本人の了承を得ずに、他者に伝えてはいけません。

条例の構成

だい じょう もくてき だい じょう きべってきとりあつか きんし 第1条 目的 第8条 差別的取扱いの禁止

ていき 定義 第9条 情報の取扱い

まい しょう きほんりねん だい しょう きょういく けいはつ 第3条 基本理念 第10条 教育及び啓発

EN Caう U tiets EN Caう はままつし Chith Let s sin Like thing 第4条 市の責務 第11条 浜松市人権施策推進計画

だい じょう しみんとう せきむ だい じょう ねんじぼうこく 第5条 市民等の責務 第12条 年次報告 はい じょう こくせきとう きべってき と あっか きんし 第6条 国籍等による差別的取り扱いの禁止

だい じょう せいてきしこうまた せいじにん きべってきと あつか きんし第7条 性的指向又は性自認による差別的取り扱いの禁止

浜松市 健康福祉部福祉総務課 人権啓発センター 〒430-0916 浜松市中央区学馬町2-1(クリエート浜松1階)

TEL 053-457-2031 FAX 053-450-7702 E-mail:jinken@city.hamamatsu.shizuoka.jp



だい じょう ちょうさけんきゅう 第13条 調査研究

第14条~第18条

第19条 委任

はままつしじんけんしさくすいしんしんぎかい 浜松市人権施策推進審議会